

令和 6 年第 4 回定例会における会派代表質問及び一般質問の時間配分について

令和 6 年第 4 回定例会における会派代表質問及び一般質問の時間配分にあたっては、飯田市議会先例集第 7 章第 2 節代表質問(8)にある運用の規定を適用せず、次の配分表による運用を確認する。

なお、令和 3 年第 4 回定例会の議会運営委員会において、改選による会派構成の変更によっても「平成 29 年第 4 回定例会から令和 2 年第 4 回までの運用を一部参考とした配分案」により、質問時間の配分を行うことが確認されている。

【配分表案】

会派 (構成人数)	代表質問時間	一般質問配分	調整分	計
新政いいだ (8)	120	70		190 + α
会派きぼう (6)	120	60		180 + α
会派みらい (4)	120	40		160 + α
公明党 (3)	120	30		150 + α
日本共産党 (2)	100 (注 1)			100
計	580	200	60 (注 2)	840 (14 時間)

【上記表の注釈】

(注 1) 令和 3 年第 4 回定例会の配分時間を例として、代表質問について議員構成 2 名の会派上限時間の 100 分を入れている。100 分の考え方、裏面の表を参照。

(注 2) 調整時間は、代表質問と一般質問の合計上限時間の原則 14 時間 (840 分) から代表質問、一般質問の基本割り当て分の 1 人当たり 10 分×会派 (無会派議員を含む) 所属人数を差し引いた残時間。この調整分には、先例(8)のオの 20 分を内包している。この 20 分の調整分は、先例同様の扱いとする。つまり、この 20 分の分については、議長選出会派はプラス調整できないこととするもの。

【参考】

「令和2年第4回定例会における代表質問・一般質問の時間配分について」より抜粋

- (1)※ 100分の根拠として、80分+20分とする考えと120分-20分とする考え等が示されているが、どれか一方の視点での合意が困難であるため、根拠に拘らず共通の結果である100分を適用する。
- (2) 代表質問の上限は120分（但し議員構成2名の会派の上限は100分）とし、代表質問及び一般質問の時間として割り当てられた合計時間の枠内で、どちらにどれだけ充てるかを定めることができる。
- (3) 調整分については、配分した会派において残時間が生じた場合は、議会運営委員会で協議する。
- (4) 調整分の内、旧調整分は飯田市議会先例集第7章第2節代表質問(8)オと同様の扱いとする。

（令和元年9月20日 議会運営委員会確認）